

# 検体検査委託契約書

(以下「甲」という)とアンジェス株式会社(以下「乙」という)は、下記の各条項に従い、検体検査委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(委託)

甲は、乙に対して検体検査(以下、本検査という)を委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条(指針等の遵守)

甲及び乙は、厚生労働省により策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(2024年3月一部改正)及び日本医学会により策定された「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(2022年3月改定)を遵守する。

## 第3条(本検査の委託)

本検査の委託の詳細は、以下の通りとする。

- 甲は、被検者の自由意思による同意を文書により得た場合に限り、乙に対して本検査を委託できる。その際、甲は第2条に定める指針を遵守するものとする。
- 甲は、乙が指定する保存方法で検体を保管し、乙に交付する。

## 第4条(検査の実施及び結果の報告)

- 乙は、第3条に基づき甲から本検査の委託を受け、かつ、検体を受領したときは、速やかに本検査を実施する。
- 乙は、原則として検体を受領した日から起算して、別に定める検査案内に記載された期限内に乙に検査結果を報告する。ただし、この期限は検査結果、検体の状況などによる合理的な日数の延長を妨げない。
- 乙は、検査結果を所定の様式を用いて、原則として電磁的方式(検査管理システム)により報告する。
- 乙は、本検査実施の過程で、依頼書の記載内容不備、検体の状況、その他の不都合が生じた場合は、その事由の如何を問わず、甲に対し速やかに通知する。

## 第5条(委託料金)

- 本業務の委託料金は、甲が本検査を依頼する都度、乙が見積書を作成し、甲がその見積書を承認した金額とする。
- 乙は、本検査の完了又は中止後、甲に対し、本検査の完了時点又は中止時点が属する月の末日締めとした委託料金の総額について、翌月10日までに請求書を提出するものとし、甲は請求書受領後翌月末日までに乙に支払うものとする。なお、委託料金の振込にかかる手数料は甲の負担とする。
- 委託料金は、乙が検体を受領した時点で発生し、検査の中止等理由の如何を問わず、乙は甲に所定の委託料金を請求し、甲は前項に定める方法により支払うものとする。

## 第6条(検体の再提出)

輸送された検体が、その量・品質基準を満たさず、検査の実施が困難となった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- 乙は、甲に対し、速やかに検査の実施が困難となった旨を通知する。甲は、当該通知を受けた場合、乙に検体を再提出し、検査を再委託することができる。
- 前項の場合において、甲が乙に対して支払う対価は、第5条に定める委託料金のみとし、乙は、追加での費用を徴収しない。

い。

#### 第7条（再検査）

甲は、乙の提示する検査結果に疑義があるときは、乙に調査を依頼することができる。この場合、乙は甲の指示に従い直ちに調査を行い、検体の保管期間内であるときは、必要に応じて再検査を行う。

#### 第8条（検査の中止）

1. 甲は、本検査の終了以前に、依頼した本検査の一部又は全部の中止を申し出ることができる。この場合、乙は直ちに検査を中止し、検査結果の報告は行わない。
2. 第5条第3項に定めるとおり、前項に基づき本検査を中止した場合も、乙は甲に所定の委託料金を請求し、甲はこれを支払うものとする。

#### 第9条（検体の保管・処分）

1. 乙は、甲から受けた検体を本契約に定める本検査の目的以外に使用してはならず、かつ、第三者にその全部又は一部を提供してはならない。
2. 乙は、甲から受領した検体を、本検査の終了後、乙が別に定める期間にわたり保管し、当該期間経過後、慎重かつ適正に処分する。
3. 乙は、保管期間を経過した検体の一部を、個人情報が特定されない状態にした後、本検査の精度の維持及び向上のための管理試料として用いることができる。

#### 第10条（免責事項）

1. 甲及び乙は、本検査の実施において、検体の状態、又は検査の技術的限界、その他の合理的事情から、検査結果の恒久的な正確性又は客観性については何ら保証されているものではないことを確認する。将来、当該検体について別の検査方法による検査の実施等により、異なる結果が得られ、乙の実施した本検査結果の恒久的な正確性又は客観性に疑義が生じた場合にも、乙は委託料金の返還、損害賠償請求等その名目の如何を問わず、甲に対して一切の補償をおこなわない。
2. 本検査の結果は、甲の責任の下で適当性、妥当性、適時性等を判断の上活用するものとし、検査結果の活用に起因する甲又は第三者に生じた損害について、乙は一切の責任を負わない。ただし、乙の故意又は重過失によって生じた損害についてはこの限りではなく、直接かつ現実に発生した通常損害の範囲を上限として、乙は、甲に対して損害賠償の責を負う。

#### 第11条（秘密保持）

1. 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、①秘密である旨を指定して書面又は電磁的方法により開示する情報、②口頭、実演、上映、投影、その他書面又は電磁的情報を提供しない方法で開示する情報であって、当該秘密情報を開示するに際し、秘密である旨を相手方に告知し、かつ、開示後30日以内に、当該情報の内容を取りまとめて秘密である旨を書面により相手方に通知した情報、及び、③交付する有体物であって、交付の際に秘密である旨を書面で通知したものをいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。
  - (1) 開示される以前に、相手方が知得していたもの
  - (2) 開示された時に、すでに公知であったもの
  - (3) 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
  - (4) 相手方が、正当な権利を有する第三者（相手方以外のすべての者をいう。以下も同様。）から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの

2. 甲又は乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本検査の委受託又は本検査の実施以外の目的に使用してはならず、また、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、甲は、乙が、検査結果の解釈を依頼する目的で、乙との間で秘密情報の保持及び秘密情報の再委託禁止を約した判定医に対して秘密情報を提供することについて、本契約書をもって承諾するものとする。
3. 甲又は乙は、故意又は過失により本条の規定に違反して相手方又は本検査の被験者に損害を与えたときは、その損害の賠償の責を負うものとする。

#### 第12条（個人情報保護）

甲及び乙は、個人情報の取り扱いについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び別紙「個人情報取扱確認書」に従い、適正に個人情報を取り扱うものとする。

#### 第13条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がなされない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間自動的に延長され、その後も同様とする。

#### 第14条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、催告の上、相当期間内に是正されないときには、本契約を解除することができる。
  - (1) 行政上の処分を受けたとき（ただし、次項に定める場合を除く）
  - (2) 甲又は乙が、正当な理由なく本契約の履行を怠ったとき
2. 甲又は乙は、相手方について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じたときは、催告がなくとも、本契約を解除することができる。
  - (1) 医療法及びその他検体検査関連法令に違反したとき
  - (2) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (4) 通知なしに営業を他に譲渡又は解散、分割したとき
  - (5) 通知なしに第三者と統合、合併、結合、再編等をしたとき
  - (6) 仮差押又は租税滞納処分を含む差押を受けたとき
  - (7) 民事執行の申立又は抵当権実行の申立を受けたとき
  - (8) その他、本契約関係を継続しがたい重大な事態が生じたとき
3. 甲又は乙は、前2項あるいは次条第4項による本契約解除によって被った損害につき、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

#### 第15条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用すること。
2. 甲及び乙は、自ら若しくは自らの従業員、又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為五 その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方について前2項に違反する事実があると疑われる場合には、当該当事者に対し相当な期間を定めて当該事項に関する報告を求めることができる。報告の求めを受けた当事者が、相当期間内に報告書を提出しない場合には、当該当事者について前2項に違反する事実があるとみなすことができる。
4. 甲及び乙は、第1項及び第2項に違反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力又は第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
5. 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除されたことを理由として相手方に対して、損害の賠償を請求することができない。

#### 第16条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約各条項の解釈等について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本証2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印し、各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 東京都港区芝4-13-3 PMO 田町II 9階  
アンジェス株式会社  
代表取締役社長 山田 英 印

## 別紙

### 個人情報取扱確認書

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することが出来ると認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理責任者を定め、十分な安全管理対策を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (管理体制)

第6 乙は、第三者ないし検査に関与しない乙の従業者が個人情報を入手できないよう、個人情報の記録された媒体（紙、電磁的記録など媒体の種類を問わない）の漏えい対策（検査管理システムを使用する媒体のパスワード設定、媒体の施錠保管、データファイルへのパスワード設定や暗号化等を含む）を講じる。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、本契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

る。

(従業者の監督)

第10 乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(調査)

第11 甲は、乙が本契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することが出来る。

(事故報告)

第12 乙は、本契約に違反する事態が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 個人情報保護に関する損害が生じた場合の責任分担は、下記による。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により発生した場合は、乙が損害賠償を負担する。
- (2) 甲及び乙の責に帰すべき理由により発生した場合は、甲及び乙がそれぞれの責任に応じて損害賠償を負担する。

(存続期間)

第14 本書の存続期間は、甲乙間の検査委託契約の契約期間と同一とする。

(残存義務)

第15 乙は、甲から受託した検査に関与した従業者に対し、乙との雇用契約、委任契約などの契約関係の終了後においても、秘密保持義務を負わせるものとし、これに必要な措置を講ずるものとする。

(以上、以下余白)